

NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

Contents

2009.4 Vol.46

- 巻頭言 短期大学基準協会理事長就任のご挨拶
これから第三者評価を受ける短期大学へ
- 論説 1 初めて評価員を経験して
- 論説 2 評価員をめぐる思い
- 論説 3 評価員を経験して

巻頭言 短期大学基準協会理事長就任のご挨拶

財団法人短期大学基準協会 理事長
郡山女子大学短期大学部 理事長



関 口 修

このたび、4月16日に開催されました財団法人短期大学基準協会理事会において、理事長に選出されました。

これは私にとって思いもよらないことでありましたが、やむを得ず、お引受けいたすことになりました。誠に浅学非才であり、会員校各位並びに関係者各位のお役に立てるか否か不安ではありますが、皆様のご叱正を切にお願いいたします。

我が国の短期大学制度は昭和25年、113校が認可され、今年度で60周年を迎えます。以来60年の歳月の経過には様々な変遷を経ておりますが、短期大学は北海道から沖縄に至るまで全国各地に設置され、地域文化の振興・発展に大きく貢献しております。各短期大学の卒業生は地域社会の担い手として、着実な活躍をいたしているところであり、短期大学教育の成果は広く社会に認識されております。

我が国の短期大学は様々な地域に存在し、地域の文化と融合しながら社会の向上充実に寄与し、その意義を発揮しています。全国には沢山の方言があるように、地域ごとに

特色が培われてきた歴史があり、それらの意義は各短期大学の特色とも大きな関係があり、尊重されなければならない認証評価の基本と考えます。このような文化的社会環境を踏まえた短期大学教育の評価は、短期大学人にしか理解できない要因が多々ありますし、一元的な志向形態による評価基準では論ぜられない部分もございます。

短期大学基準協会の第三者評価は今年で5年目を迎えますが、ひとえに短期大学の個性と地域社会の特色を重視し地域に根ざした文化を尊重しつつ、当該短期大学の発展に寄与できることを基本姿勢として、川並弘昭前理事長を中心に、関根秀和、坂田正二両副理事長や関係各位のご努力により、着実な評価を行ってまいりました。また、各地の短期大学の評価を担当された先生方も積極的にご参加くださり、短期大学教育の発展に貢献してくださいました。さらに評価委員会の委員各位は多様な観点の整理や共通理解の確立にご尽力くださいました。

我が国における第三者評価はようやく始められたばかりであり、評価文化に免疫性の少ない我々にとって、何を

基準として包括的な評価を行うかは大きな課題であり、これまで評価を受けられた短期大学はもちろんのこと、これから評価を受けようとする短期大学にとって自己点検・評価報告書の作成にご苦勞を要したことと拝察しております。これまでに実施された各評価機関の評価を俯瞰的に拝見しますと、それぞれの機関の特色が明確になりつつありますが、多様な要因から成立する高等教育機関を一律の物指しで機械的に判定する評価は喜ばしい評価とはいえないのではないかと考えます。

約100年の歴史を持つといわれるアメリカの評価機関でさえも、当初の50年間程度は、高等教育機関個々の自助努力を啓発する目的で評価を行ってきた経過がありますが、その後、次第に消費者保護の観点に視点を移しつつ、現在は学習成果を中心とした評価に変わろうとして努力が重ねられており、これとても10年近くの改善工夫が継続されているのが現状です。我が国のように私立の教育機関が多く、多様な建学の精神による運営指針と幾多の地域文化によっている教育機関を一律に評価することは短期大学の特色を失わせる危険性もあり、難しい課題です。

我が国の経済環境は目下、悪化の一途をたどり、18歳人口の減少とあいまって、短期大学の財政は厳しい方向に向かいつつある昨今であり、自助努力にも限度があることを思い知らされるところです。この様な状況にあっても学生の学習成果に滞りがあっては短期大学の役割は果たせません。より良い教育をいかに行うかは財務内容を見捨てるわけにもまいりませんが、教育と研究の成果としての学習成果の向上に役立つ評価を重視したいと思います。

私たちの短期大学基準協会は、会員短期大学の向上充実のお手伝いをする道具としての役割を認識し、短期大学教育を理解する評価員の方々と共に努力を重ねてまいりたいと存じます。

会員各短期大学の皆様が気軽に活用できる評価機関として育ててくださるよう、積極的な参画を期待し、役員各位や事務局全体とも心を合わせて取り組むべく、心してまいりたいと存じますので、短期大学基準協会に対し、一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げ、就任のご挨拶といたします。



これから第三者評価を受ける短期大学へ —平成 20 年度第三者評価を終えて—

財団法人短期大学基準協会 副理事長
第三者評価委員会 委員長

関 根 秀 和 (大阪女学院短期大学 学長)

会員短期大学の皆様には第三者評価の実施につきまして、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、平成 20 年度第三者評価につきましても、会員短期大学の理事長、学長、A L O、ご推薦いただきました 240 名の評価員ほか多数の関係者のご協力を得まして無事終了できましたこと厚く御礼申し上げます。

財団法人短期大学基準協会は、平成 17 年度に発足し、昨年までに 3 回の機関別評価により、あわせて 125 校を適格と認定しました。今年度は 57 私立短期大学から第三者評価の申請があり、このうち申請を取り下げた 2 短期大学を除く 55 短期大学を本協会が定める「短期大学評価基準」を満たしていることから「適格」の認定を行いました。それらの各短期大学に対して、あわせて達成度評価の視点から、各短期大学の自主的な改革・改善を支援するために、特に優れた試み、向上・充実の課題、早急に改善を要する事項など多くの提言を行いました。評価を受けられた各短期大学におかれましては更なる改革・改善を期されることを期待するところであります。

今回の評価を通じて、これまでになく強く留意の必要を感じた事例について二点を言及しておきたいのですが、一つは、自己点検・評価活動の実質化に関することであります。本協会の第三者評価は各短期大学の自己点検・評価活動の報告を基礎に行っています。ところが当該短期大学に明らかな課題があるにもかかわらず、提出いただいた自己点検・評価報告書にはその認識がなく、また、訪問調査などでそのことを評価員から指摘されて初めて認識されるケースが僅かですがありました。また、報告書の提出後たびたびその訂正・修正が行われ、自己点検・評価活動が日

常において実質的に行われているのかに疑問を抱くものもありました。自己点検・評価活動の本来の意義・目的が再確認される必要を強く感じるところであります。

二つは、本年度の評価においては専任教員数が短期大学設置基準に比して不足するものなど、教員組織の不備に関するものが数例ありました。短期大学設置基準は、短期大学を設置するための必要な最低の基準であることから、各短期大学は、その基準より低下した状態にならないように努める必要があります。短期大学設置基準において「教員は、一の短期大学に限り、専任教員となるものとする」、「専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事するものとする」とされており、専任教員の一般的な取り扱いとしては、教員の教育研究活動への参画、学校運営への参画、勤務形態・条件など専任性の内容をみて判断することになります。各短期大学におかれましては、法令を遵守されるとともに、教員組織に関して教育水準の向上を常に図られますよう期待いたします。

初めて評価員を経験して

寺本 千名夫（専修大学北海道短期大学 副学長）

1. はじめに

昨年度、初めて短期大学基準協会の第三者評価作業に直接かかわる機会を得た。その上、チーム責任者まで仰せつかることになり、大変な経験となった。これまで、評価員を経験した先輩、同輩から「大変だぞ」と脅かされていたが、実感はなかった。大変さのポイントは、強いて項目として整理するならば、書面審査、チーム評価、訪問調査、調整作業・第三者評価委員会分科会等にかかわっている。以下、順を追って言及していくことにしたい。

2. 書面審査について

書面審査では、評価領域と評価項目について認識を新たにしました。前者は建学の精神等から改革・改善までの広さ、後者は評価の深さである。評価領域の幅広さに単純に驚いている訳ではない。衝撃だったのは、作業を通じて、対象校の全学挙げての努力を知り、同時に毎日の自分達の取組の脆弱さと全体的な観点の欠如、問題の掘り下げの不十分さ等を思い知ったことである。実際の作業では、書面審査（読了から確認・質問事項の整理まで）は想像以上の時間を要し、日常業務に追われる身としては、意識の切替が大変で、なかなか作業に取りかかれなかった。多くの評価員の方も同じではなかったか。かくて、訪問調査前の確認・質問項目の集約作業は不十分なまま訪問調査に臨むことになってしまった。

3. チーム評価について

短期大学基準協会の第三者評価の特徴の一つは、チーム評価にある。一人より複数の評価の方が客観的になることは間違いない。しかし、最初は相手を全く知らないのである。確かに評価員研修会で会ってはいるが、会話は挨拶程度である。したがって、各評価員の精通分野に関する知識がないまま、訪問調査に向かうことになった。対応策としては、学校名、職名のほかに、学内での役職経歴の紹介があれば、理解しやすいかもしれない。あるいは、評価員研修会の顔合わせの際、そこまで話し合っておいてという指示があれば良いかもしれない。このことは、訪問調査の際の質疑、報告書の分担にかかわっていくことになる。

4. 訪問調査について

準備不足のため、訪問調査前夜の打合せは忙しかった。

改めての自己紹介、質疑事項の整理等の議論を参考にし、チーム責任者の推断で、翌日の分担を決めさせてもらった。質疑は順調に推移し、報告書の分担もそれで進めることになった。質疑応答には理事長、学長以下多くの役職者の方が参加され、舌足らずな、あるいは不躰であったかもしれない質問にも丁寧に答えていただいた。訪問調査中の対応は申し分のないものであった。調査中は、不断の日常業務から解放され、むしろ楽しかった。心残りは、時間不足でせっかく準備していただいた諸資料に目を通す時間を確保できなかったことである。もちろん、対象校の問題ではなく訪問調査の期間設定の問題である。

5. 調整作業と第三者評価委員会分科会について

調整作業とは報告書のまとめの作業を意味している。十分議論され、合意形成があったとしても、原稿では、文体、力点の置き方などで微妙な違いが出てくる。書面・訪問調査、評価員同士の議論を、また読み手をも念頭に置いて、全体をとりまとめる作業は、簡単なことではなかった。第三者評価委員会分科会では、具体的な表現、明快な表現、全体のバランス等に注意を払う必要があることを学んだ。気になったことは、基準協会から財政問題に関して課題を指摘した調査依頼があったので、対象校に無理を言って協力していただいた。問題はないと判断できたので報告書には簡潔に記入した。しかし、分科会で調査依頼に対して明確に答える義務があると思い、万全の準備をして出席した。しかし、問題にならなかった。追加の調査依頼に関して引き継ぎがあったかどうか、疑問に思った。

6. おわりに

評価員が行政担当者ではなく教職員であることは重要なことである。短期大学の運営担当者の評価によって、問題の内容、改善する大変さを理解することができよう。評価員の皆さんとは、わずか3日間の訪問調査でも仲良くなった。後から協会による評価員の組み合わせの妙にも気がついた。対象校の皆さんとも良い対話ができた。評価をしながら、本当は、学ばせていただいたと思っている。甘えてはいけませんが、皆、短期大学教育に力を注いでいる仲間なのである。第三者評価はそういう人達との出会いの場であった。そして本務校の課題、方向性を改めて見つめ直す場でもあったように思われる。

評価員をめぐる思い

蜂 巢 泉 (川口短期大学 教授)

はじめに

第三者評価を7年以内に1度は受けなければならないとは、周知のように学校教育法第109条によるものであるが、平成18年度に引き続き、20年度にも評価員を委嘱されるとは思いもしなかった。ただ、18年度にご一緒した諸氏が翌19年度にも委嘱されたことを聞き及び、心中どこかで不安を覚えていた。しかし、その2回にわたる評価員としての任務は、いろいろな意味で、大学における日常業務からはうかがいしれない、貴重な経験であった。実際に書面調査、訪問調査をしながら思ったこと、また、それを終えてからの所感などを述べてみたい。

評価することは評価されること

夏の暑さなかに、送付されてきた自己点検・評価報告書を精読し、研修会で配布された資料とつき合わせながら、まとめあげる作業は根気のいる仕事であり、私の場合、それは間断なく数日間は続いた。間を置くとは仕上げるのは不可能に思えたからだ。そして、訪問調査。評価員側も評価校側も立場こそ違え、それぞれの役目を担い、緊張の面持ちでお互いにテーブルに向かった。資料で不明の箇所についての聞き取り調査や学内の施設調査は、評価校側の行き届いたご配慮で、和やかに進んだ。

わずか2回の機会であったが、この評価作業をとおして、各短期大学の歴史、伝統というものにふれ、また、それぞれの理念に基づく教育・研究体制のありかたをつぶさに知ることができたことは、評価員ならではの感を強くした。ピアゆえに、いやピアだからこそその意識、視点をもって他大学を評価する機会に恵まれたことを幸いとした。10の評価領域は大別すれば、教育、研究、経営に要約できよう。評価員それぞれが分担したとはいえ、総合的に他大学を評価することはめったにないことであり、おそらく評価員を経験された方々の胸中には、常にみずから勤務する大学との比較があり、そこに大いに学ぶ点があったと首肯されるのではないだろうか。それは私だけの思いだろうか。

教育か研究か

昨今の大学をとりまく情勢の中では、とすれば研究よりは教育と叫ばれることが多いが、訪問先のある学長のお言葉は耳に残った。「私は常日頃先生方には、研究こそが大切であり、それがなければよい教育などありえないと言っております」、というものである。たしかにその大学の先生方の研究活動は眼を見張るものであったし、だからといって教育面に何か不足があったわけではない。学生指導や学内運営に多くの時間が割かれるようになったのはいずれの大学でも同様であろう。多様化した学生たちへの対応は一様にはいかない。ややもすれば研究と教育とは二

項対立的にとらえられがちだが、あらためて学長のお話は私たち大学教員の矜持を明示されたと感じた。

キーワードは教養、地域

大学と短期大学の差異は、学校教育法第83条と第108条に掲げてあるとおり、「深く専門の学芸を教授研究し」、ここまでは同一であるが、その後に大学は、「知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とあり、短期大学は、「職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」とある。「職業又は实际生活に必要な能力の育成」、という点からどの短期大学においても理念、建学の精神を構築し、それを教育課程に反映させている。そこからして、短期大学がいわゆる実学中心の教育機関となっていることはいうまでもない。1月4日付け朝日新聞に「専門学校化する大学」の見出しの記事が掲載され、3大学の取り組みを紹介している。従来の教養重視型、実学指向型、両者の折衷型である。いずれもいかに大学を特色あるもの、魅力あるものにするか苦心している。

教養教育が存在する点で専門学校と一線を画す短期大学は、実学を指向しながらも、多様化する学生たちに人間としてのあり方を教えていかなければならない。その意味で、2年の就学期間でどのような教育が施せるのか、その検討は恒常的に必要だと思う。

また、大学が学生を全国から求めるのに対し、短期大学の基盤はその地域であるがゆえに、地域との連携をさらに密にすることが急務だと思う。その点で、2校の評価校はその役目を認識し、地域文化の担い手としての役目を十分に果たして、ますますそのつながりは強固になることだろう。

おわりに

評価員を経験して思ったこと、また、日頃考えていることなどを述べさせてもらった。

短期大学も大学の名を冠している以上、高等教育の一翼を担っている。しかし、この高等という語はある時期までに意味していたものとは趣が変わったと思う。欧米に範をとった教育制度も日本独自で進化をとげたといえる。文化が変容すれば教育も変化することはまぬがれない。

閑話休題、それにしても高等教育の質の高さでは定評があり、EU諸国、いや世界中から学生を集めているイギリスで、今から10年ほど前、トニー・ブレアが首相就任演説のなかで、「私の政権の優先事項は、教育、教育そして教育」と言った。それはまるで明治期の日本を彷彿とさせた。資源の乏しい対極にある島国の片方で、教育の充実を叫ぶ国の代表者がいたとき、日本は相変わらず優先事項は経済であった。

評価員を経験して

藤 田 武 夫 (大手前短期大学 法人本部財務部部長)

1. はじめに

大手前短期大学は、平成 19 年度の短期大学基準協会の第三者評価において、『適格』の認定をいただいた。学長をはじめとした短期大学の教職員は、『適格』認定結果にほっとするとともに、短期大学を更に発展させるべく気を引き締めていたところであった。そのタイミングで、今度は評価員として逆の立場で評価する役割を命ぜられ、驚くとともにその責任の重さを強く感じた次第である。さらに評価を終えると、その経験したことを書くようにとのお話をいただいたわけだが、たまさか職員の立場で評価を受ける側と評価をする側を連続して経験したので、その経験を中心に書くことでご依頼に答えることといたしたい。

2. 評価員研修

平成 20 年 7 月には、当年度に評価に携わる評価員全員を集めての評価員研修会が実施された。そこでのポイントは、第三者評価の精神、即ち『ピアの精神』についての説明であった。『ピアの精神』とは、評価に際して、評価校が抱えている課題については遠慮なく指摘をおこなうが、その指摘はあくまでも将来の向上・充実に資することを期待しての指摘であるべきという第三者評価に際しての基本的な考え方であり、評価の基本となるものである。評価員は数百名にのぼるわけだから、評価に際しての基本となるべき共通認識の醸成と徹底は必要不可欠であろうと思った。そして、前年度に本学が受けた面接調査を振り返ってみれば、この基本をもとに面接調査がなされたことに深く納得できたのである。

3. 書面調査

評価員研修会が修了すると今度は書面調査である。評価校から送付された「自己点検・評価報告書」との格闘がはじめた。まずは報告書の読み込みである。「自己点検・評価報告書マニュアル」や添付資料を参考にしながら熟読を行った。勿論、自分の担当する領域は予め分担されているが、そこを理解するためには全体をまずは理解しないとイケないことは論をまたない。わたしの場合、教学を中心に普段の業務との関係が薄い領域も少なからずあったため、理解に予想外に時間をとられてしまったのも事実である。しかし、このことは後で役にたった。というのも、報告書の読み込みが修了すると、次は面接調査に備えての質問事項のピックアップとなるが、質問事項は自分の担当する領域以外についてもピックアップすることが求められているのである。報告書の読み込み度合いが浅いと質問もでてこない。その点では時間をかけて全体を読み込んだことから、他の領域についても質問事項をピックアップすることができた。他の評価員の先生方も同様に、ご自分が担

当する領域はもとより普段の業務と関連が薄い他の領域についても質問事項をたくさんピックアップされており、各領域に複数の評価員から質問がでることで、質問の幅の広がりにつながっていったのではないだろうかと思う。

4. 面接調査

次に面接調査について触れたい。まず前日に評価員間での事前打ち合わせを行い、翌日からは 1 日半にわたっては、領域毎に 90 分×3 回の面接調査と学内見学を行った。その面接調査のところでは、かなりつっこんだ質疑応答がなされたため、実は定められた時間内には収まりきらず、評価校にご迷惑をおかけすることとなった。ただ、当方の手際の悪さもあるだろうが、90 分では突っ込んだ意見交換をおこなうには時間が少し短すぎるのではないだろうかと感じた。また、この面接調査は、評価をする側とされる側の双方を経験した立場からすると、評価校・評価員ともに非常に時間がとられるといったデメリットがあることはまぎれもない事実である。しかしながら、書面では理解が十分にできず、評価校を実際に訪れてみて、また説明をうけてはじめてわかることも多いし、また質疑応答を通じてお互いに参考になったことも双方の立場で少なからずあったので、デメリット以上のメリットがあるのではないだろうかと思った次第である。

5. 評価を終えて

今回評価員として参加できたことについて総括すると、わたし自身にとっては、非常に有益であったと思っている。確かに、「自己点検・評価報告書」による書面調査は骨がおれる仕事であるし、面接調査も同様である。しかも、どの評価員もそうであろうが、評価員の委嘱を受けても本来の自分の仕事が軽減されるわけではない。しかしながら、評価員にならなければ、自分の勤務する短期大学以外の大学について、これほど勉強することはまずはないのが普通だろう。現在、大学とりわけ短期大学のおかれている環境は、入学定員充足率や帰属収支差額比率などの数値をみれば明らかである。この厳しい環境下を乗り切り短期大学を永続していくためには、各々の短期大学同士が切磋琢磨をして、お互いの秀でた先進的なところを取り入れていく必要があることは言うまでもない。そういう意味では、書面調査・面接調査を通して評価校について理解を深めることを通じて、評価校の取組の優れた面は参考にし、逆に改善すべき点には率直に指摘を行うことで、『ピアの精神』に従ってお互いに忌憚なく意見交換を行う場と考えれば、第三者評価は非常に意味があると思うのである。そして、今回その第三者評価に評価員の一人として参画できたことで、何がしかお役にたつことがあったとすれば、幸せであると思っている。

基準協会の動き

第三者評価

平成 20 年度

●平成 20 年度第三者評価結果を公表しました

平成 20 年度の第三者評価につきましては、2 月 19 日の第 19 回理事会において、第三者評価審査委員会の坂田正二委員長から諮問された 1 校の異議申立てについて慎重に審議し、その適否及び必要な修正等の答申をまとめた旨の報告のうち、答申が承認されました。

3 月 24 日の第 20 回理事会では、第三者評価委員会（関根秀和委員長）から提出された機関別評価案を審査し、平成 20 年度の評価短期大学 55 校は、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして、機関別評価を「適格」と認定しました。3 月 25 日には評価校へ第三者評価結果を通知し、文部科学省へ報告しました。3 月 27 日には評価結果を報道機関へ公表するとともに本協会のホームページ (<http://www.jaca.or.jp>) に掲載しました。

本協会では、5 月 14 日（木）に評価を受けた短期大学の理事長、学長、ALO を招いて、「平成 20 年度第三者評価適格認定証贈呈式」（会場：東京・ホテルグランドパレス）を挙行いたします。

◇評価の結果、短期大学評価基準に適格と認定した短期大学

釧路短期大学 札幌大学女子短期大学部 拓殖大学北海道短期大学 北星学園大学短期大学部
青森中央短期大学 弘前福祉短期大学 尚綱学院大学女子短期大学部 いわき短期大学
常磐短期大学 宇都宮文星短期大学 秋草学園短期大学 十文字学園女子大学短期大学部
武蔵丘短期大学 武蔵野短期大学 昭和学院短期大学 帝京大学短期大学 カリタス女子短期大学
昭和音楽大学短期大学部 洗足学園短期大学 富山福祉短期大学 星稜女子短期大学
上田女子短期大学 松本大学松商短期大学部 正眼短期大学 高山自動車短期大学
東海学院大学短期大学部 愛知工科大学自動車短期大学 名古屋短期大学 名古屋文理大学短期大学部
滋賀短期大学 京都光華女子大学短期大学部 聖母女学院短期大学 大阪大谷大学短期大学部
大阪薫英女子短期大学 大阪国際大学短期大学部 大阪産業大学短期大学部 大阪夕陽丘学園短期大学
四天王寺大学短期大学部 常磐会短期大学 梅花女子大学短期大学部 プール学院大学短期大学部
頌栄短期大学 園田学園女子大学短期大学部 武庫川女子大学短期大学部 就実短期大学
下関短期大学 九州大谷短期大学 筑紫女学園大学短期大学部 西日本短期大学
福岡工業大学短期大学部 福岡女子短期大学 中九州短期大学 東九州短期大学
別府溝部学園短期大学 鹿児島女子短期大学

以上 55 校

平成 21 年度

●各種委員会の次期委員候補者が承認されました

去る 2 月 19 日に開催された第 19 回理事会において、本協会の第三者評価審査委員会及び広報委員会委員の任期満了に伴う次期委員について、また、自己点検・相互評価推進委員会及び第三者評価委員会からは、委員選出の区分の変更及び委員の交代による委員について、各種委員会委員の選出手続きに関する内規に基づき、委員選考委員会から委員候補者案が推薦され、審議の結果、原案どおり承認されました。後日、候補者へ委員委嘱が行われました。

補正予算

●平成 20 年度補正予算が承認されました

去る 3 月 18 日に開催された第 8 回評議員会及び 3 月 24 日に開催された第 20 回理事会において、文部科学省の委託事業を受託したことなどによる平成 20 年度補正予算が審議され異議なく承認されました。

事業計画・収支予算

●平成 21 年度事業計画及び収支予算が決定しました

去る 3 月 18 日に開催された第 8 回評議員会及び 3 月 24 日に開催された第 20 回理事会において、平成 21 年度の事業計画及び収支予算が審議され、承認されました。

組織

●任期満了に伴う本協会の次期役員及び評議員が決まりました

去る 2 月 19 日に開催された第 2 回臨時評議員会及び第 19 回理事会において、任期満了に伴う次期役員及び評議員の選考が行われ、次の方々を選任されました。

また、4 月 16 日には臨時理事会が開催され、寄附行為第 18 条 2 項に基づき理事の互選により、新理事長に関口修理事、副理事長に関根秀和理事が選任されました。

役職	氏名	所属機関名・職名
理事長	関口 修	郡山女子大学短期大学部 理事長
副理事長	関根 秀和	大阪女学院短期大学 院長・学長
理事	一谷 宣宏	園田学園女子大学短期大学部 理事長
理事	工藤 智規	公立学校共済組合 理事長
理事	小出 忠孝	愛知学院大学短期大学部 学院長・学長
理事	佐久間 勝彦	千葉経済大学短期大学部 理事長・学長
理事	佐々木 公明	霞が関法律会計事務所 弁護士
理事	清水 一彦	筑波大学 理事・副学長
理事	末岡 熙章	名古屋経済大学短期大学部 理事長・学長
理事	館 昭	桜美林大学大学院 教授
理事	ジョイス・津野田幸子	聖徳大学 教授
理事	中 明夫	大阪成蹊短期大学 理事長
理事	原田 博史	岡山短期大学 理事長・学長
理事	福元 裕二	西九州大学短期大学部 理事長・学長
理事	ホビノ・サンミゲル	聖カタリナ大学短期大学部 学長
理事	森脇 道子	自由が丘産能短期大学 学長
理事	和野内 崇弘	札幌国際大学短期大学部 理事長
監事	小川 道雄	大阪薫英女子短期大学 理事長・学園長
監事	齋藤 力夫	永和監査法人 会長
監事	湯浅 茂雄	実践女子短期大学 学長

役職	氏名	所属機関名・職名
評議員	赤木 忠厚	山陽学園短期大学 学長
評議員	阿部 幸子	青山学院女子短期大学 名誉教授
評議員	大澤 貫寿	東京農業大学短期大学部 学長

評議員	大谷 恩	名古屋短期大学 理事長
評議員	大塚 雄作	京都大学 高等教育研究開発推進センター 教授
評議員	香川 達雄	女子栄養大学短期大学部 理事長
評議員	片桐 武司	中部学院大学短期大学部 理事長
評議員	上平 幸好	函館短期大学 学長
評議員	小館 静枝	小田原女子短期大学 学長
評議員	越原 一郎	名古屋女子大学短期大学部 理事長・学長
評議員	小林 雅之	東京大学 大学総合教育研究センター 教授
評議員	今野 雅裕	政策研究大学院大学 副学長・教授
評議員	佐藤 隆一	大阪城南女子短期大学 学長
評議員	志賀 壽子	鹿児島女子短期大学 理事長
評議員	鈴木 利定	群馬社会福祉大学短期大学部 理事長・学長
評議員	千種 康裕	ソニー株式会社 人事部門 技術人事部統括部長
評議員	中田 安昭	株式会社文芸社 顧問
評議員	中野 正明	華頂短期大学 学長
評議員	中村 覺	八戸短期大学 理事長
評議員	長戸路 雄厚	千葉敬愛短期大学 学長
評議員	藤田 正記	財団法人日本力行会 理事
評議員	藤卷 公裕	山村学園短期大学 学長
評議員	藤本 淳	中村学園大学短期大学部 学長
評議員	二上 貞夫	東京富士大学短期大学部 理事長
評議員	正岡 稔民	鈴峯女子短期大学 理事長・学長
評議員	村越 洋子	大月短期大学 学長
評議員	室井 廣一	東筑紫短期大学 学長
評議員	山本 眞一	広島大学 高等教育研究開発センター 教授
評議員	吉田 謙二	池坊短期大学 学長
評議員	吉田 博司	大阪千代田短期大学 理事長



短期大学基準協会からのお知らせ

(財)短期大学基準協会は、本協会の発展充実に資するため、9地域に支部を設置しましたので、会員校の皆様にお知らせします。支部は自己点検・評価、教育・研究改革及びその運営に関する調査、情報の交換・相互支援などを進めることを目的としています。

本協会においては、財団法人設立の際に、寄附行為において支部を置くことを予定していましたが、発足後間もないこともあり、具体的な定めをすることなく、今日に至りました。

本協会の運営体制について、昨年5月以降、理事会、評議員会、特別委員会において検討を重ねてまいりました。平成20年12月の理事会において、本協会の今後の発展充実を図るため、また、役員の選出方法に関連して、本協会に支部を設置することが有意義であるとの結論に達しました。その具体的な定めについては、以下の「財団法人短期大学基準協会支部設置規程」及び「財団法人短期大学基準協会役員の選任手続きに関する内規」の改正のとおりであります。会員短期大学各位におかれましては支部設置の趣旨をご理解いただき、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

財団法人短期大学基準協会支部設置規程

[平成21年2月19日制定]

(目的)

第1条 この規程は、財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）の寄附行為第3条の規定により、支部の設置に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(支部の設置)

第2条 基準協会に、自己点検・評価、教育・研究改革及びその運営に関する調査、情報の交換・相互支援などを進めるために第3条に定める地域ごとに支部を置く。

(支部の構成単位)

第3条 支部は、次の地域及び構成する都道府県を単位とする。

地 域	構成する都道府県
北 海 道	北海道
東 北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関 東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・山梨県
東 京	東京都
中 部	富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近 畿	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県
大 阪	大阪府
中国・四国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九 州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(支部の構成員)

第4条 支部の構成員は、寄附行為第33条に定める会員であることを要する。

(支部長)

第5条 支部は、支部長1名を定め、基準協会理事長に届け出るものとする。

2 支部は、支部長に変更があった場合、速やかに基準協会理事長にその旨届け出ることを要する。

(実施細目)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成21年3月31日から施行する。

財団法人短期大学基準協会役員の選任手続きに関する内規

[平成 17 年 4 月 14 日制定]

[平成 21 年 2 月 19 日改正]

(目的)

第 1 条 この内規は、財団法人短期大学基準協会寄附行為第 18 条の規定に基づく役員の選任に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の選任手続き)

第 2 条 役員は、評議員会が設置する「役員選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が選考した役員候補者の中から評議員会で選任する。

(選考委員会の構成)

第 3 条 選考委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 評議員会議長
- 二 評議員のうちから評議員会において選出された者

(選考委員会の招集)

第 4 条 選考委員会は、評議員会議長が招集し、議長となる。

2 選考委員会は、次の各号に該当する場合に招集する。

- 一 役員の任期が満了するとき
- 二 任期途中で役員が辞任したとき

3 前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の日の 3 ヶ月以前に、同項第 2 号に該当する場合は、速やかに招集する。

(役員候補者の選考)

第 5 条 役員候補者は、次の各号の一に該当する者の中から選考する。

- 一 財団法人短期大学基準協会支部設置規程第 3 条に定める各支部から、支部長又はそれに相当する者として推薦を受けた者
- 二 会員である短期大学が代表として登録した者
- 三 学識経験を有する者

(その他)

第 6 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、理事会及び評議員会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成 17 年 4 月 14 日から施行し、平成 17 年 3 月 31 日から適用する。
- 2 財団法人設立当初の役員については、この内規は適用しない。

附 則

- 1 この内規改正は、平成 21 年 2 月 19 日から施行する。
- 2 この内規改正の施行の際、改正後の第 5 条第 1 項に規定する役員候補者の選考において、同項第一号に規定する「支部」については「日本私立短期大学協会支部」と読み替え、「支部長」については「日本私立短期大学協会会長、副会長の経験者（現職者を含む。）」と読み替えるものとする。

平成 21 年度事業計画

概要

財団法人短期大学基準協会は、短期大学教育の向上・充実に資するため、認証評価機関として短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援することを目的に第三者評価事業を実施する。また、従来から継続している各短期大学における自己点検・評価及び短期大学間の相互評価を促進・支援する事業、「地域総合科学科」の適格認定・達成度評価事業を実施し、短期大学教育及び評価システム全般についての調査研究活動を行うとともに、広く社会から理解と支援を得るため、これら全般に関する資料の刊行及び情報の公開を実施する。さらに、平成 20 年 12 月に施行された新公益法人制度改革三法に基づく移行の検討を行う。

このために、平成 21 年度の事業計画を次のとおり策定し推進する。

◇事業内容

1. 認証評価機関としての第三者評価の実施

- (1) 平成 21 年度第三者評価の実施（72 校の短期大学）
- (2) 平成 21 年度第三者評価の評価員研修会の実施
- (3) 平成 22 年度第三者評価の ALO 対象説明会の実施
- (4) 要綱、評価基準、各種マニュアル及び実施体制などの定期的な点検・改善
- (5) 次期評価周期のための評価システム見直しの検討など
- (6) その他認証評価にかかる事業

2. 短期大学が行う自己点検・評価、相互評価活動の促進及び支援

- (1) 自己点検・評価活動のための情報提供などの支援
- (2) 短期大学間の相互評価の推進

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価

- (1) 平成 21 年度適格認定評価の実施
- (2) 平成 21 年度達成度評価の実施
- (3) その他適格認定・達成度評価にかかる事業

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

- (1) 短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究
- (2) 第三者評価の国際通用性の強化に関する調査研究
- (3) 短期大学に関する情報の収集と諸統計の分析

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

- (1) 短期大学間相互評価報告書の刊行
- (2) 会報の発刊（年 4 回）など
- (3) 概要の発刊

6. その他目的を達成するために必要な事業

- (1) 平成 20 年 12 月に施行された新公益法人制度改革三法に基づく移行の検討
- (2) ホームページの整備充実など

収 支 予 算 書 総 括 表
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

財団法人短期大学基準協会

(単位：円)

科目	一般会計	適格認定特別会計	内部取引消去	合計
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	[500,000]	[0]	[0]	[500,000]
基本財産利息収入	500,000	0	0	500,000
会費収入	[95,748,000]	[0]	[0]	[95,748,000]
会費収入	95,748,000	0	0	95,748,000
事業収入	[72,000,000]	[0]	[0]	[72,000,000]
第三者評価事業収入	72,000,000	0	0	72,000,000
雑収入	[1,000]	[0]	[0]	[1,000]
受取利息収入	0	0	0	0
雑収入	1,000	0	0	1,000
他会計からの繰入金収入	[0]	[2,776,000]	[△ 2,776,000]	[0]
適格認定一般会計繰入金収入	0	2,776,000	△ 2,776,000	0
事業活動収入計	168,249,000	2,776,000	△ 2,776,000	168,249,000
2 事業活動支出				
事業費支出	[140,155,000]	[2,776,000]	[0]	[142,931,000]
人件費支出	68,279,000	0	0	68,279,000
第三者評価費支出	44,670,000	0	0	44,670,000
自己点検・相互評価費支出	1,084,000	0	0	1,084,000
適格認定費支出	0	2,776,000	0	2,776,000
調査研究費支出	4,638,000	0	0	4,638,000
広報啓発活動費支出	4,834,000	0	0	4,834,000
事業諸経費支出	16,650,000	0	0	16,650,000
管理費支出	[41,058,000]	[0]	[0]	[41,058,000]
人件費支出	22,811,000	0	0	22,811,000
理事会・評議員会費支出	2,556,000	0	0	2,556,000
事務費支出	15,691,000	0	0	15,691,000
他会計への繰入金支出	[2,776,000]	[0]	[△ 2,776,000]	[0]
適格認定特別会計繰入金支出	2,776,000	0	△ 2,776,000	0
事業活動支出計	183,989,000	2,776,000	△ 2,776,000	183,989,000
事業活動収支差額	△ 15,740,000	0	0	△ 15,740,000
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	21,502,000			21,502,000
退職給付引当資産取崩収入	2,000			2,000
評価事業引当資産取崩収入	21,500,000			21,500,000
投資活動収入計	21,502,000	0	0	21,502,000
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	[2,750,000]	[0]	[0]	[2,750,000]
退職給付引当資産取得支出	2,660,000	0	0	2,660,000
減価償却引当資産取得支出	90,000	0	0	90,000
固定資産取得支出	[1,000]	[0]	[0]	[1,000]
什器備品購入支出	1,000	0	0	1,000
投資活動支出計	2,751,000	0	0	2,751,000
投資活動収支差額	18,751,000	0	0	18,751,000
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	3,011,000	0	0	3,011,000
当期収支差額	0	0	0	0
前期繰越収支差額	26,458,647	0	0	26,458,647
次期繰越収支差額	26,458,647	0	0	26,458,647

収支予算書
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	[500,000]	[452,000]	[48,000]	
基本財産利息収入	500,000	452,000	48,000	
特定資産運用収入	[0]	[980,000]	[△ 980,000]	
特定資産利息収入	0	980,000	△ 980,000	
会費収入	[95,748,000]	[102,520,500]	[△ 6,772,500]	
会費収入	95,748,000	102,520,500	△ 6,772,500	
事業収入	[72,000,000]	[56,000,000]	[16,000,000]	
第三者評価事業収入	72,000,000	56,000,000	16,000,000	
寄附金収入	[0]	[21,888,875]	[△ 21,888,875]	
寄附金収入(指定)	0	21,888,875	△ 21,888,875	
雑収入	[1,000]	[285,000]	[△ 284,000]	
受取利息収入	0	284,000	△ 284,000	
雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	168,249,000	182,126,375	△ 13,877,375	
2 事業活動支出				
事業費支出	[140,155,000]	[118,554,586]	[21,600,414]	
人件費支出	(68,279,000)	(59,383,586)	(8,895,414)	
給与手当支出	55,622,000	48,112,000	7,510,000	
法定福利費支出	7,256,000	6,161,000	1,095,000	
臨時雇賃金支出	5,250,000	2,800,000	2,450,000	
退職給付支出	1,000	2,160,586	△ 2,159,586	
福利厚生費支出	150,000	150,000	0	
第三者評価費支出	(44,670,000)	(37,166,000)	(7,504,000)	
会議費支出	7,987,000	6,239,500	1,747,500	
旅費交通費支出	12,052,000	10,702,000	1,350,000	
通信運搬費支出	1,614,000	1,373,500	240,500	
消耗品費支出	500,000	460,000	40,000	
図書購入費支出	100,000	40,000	60,000	
印刷製本費支出	5,207,000	4,121,000	1,086,000	
諸謝金支出	2,229,000	1,632,000	597,000	
賃借料支出	13,950,000	12,017,000	1,933,000	
委託費支出	1,030,000	280,000	750,000	
雑支出	1,000	301,000	△ 300,000	
自己点検・相互評価費支出	(1,084,000)	(1,064,000)	(20,000)	
会議費支出	50,000	53,000	△ 3,000	
旅費交通費支出	80,000	64,000	16,000	
通信運搬費支出	90,000	140,000	△ 50,000	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
図書購入費支出	1,000	1,000	0	
印刷製本費支出	640,000	630,000	10,000	
諸謝金支出	80,000	55,000	25,000	
賃借料支出	110,000	92,000	18,000	
委託費支出	31,000	27,000	4,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
調査研究費支出	(4,638,000)	(2,257,000)	(2,381,000)	
会議費支出	26,000	12,000	14,000	
旅費交通費支出	861,000	40,000	821,000	
通信運搬費支出	210,000	210,000	0	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
図書購入費支出	1,000	1,000	0	
印刷製本費支出	688,000	441,000	247,000	
諸謝金支出	634,000	50,000	584,000	
賃借料支出	1,000	1,000	0	
委託費支出	2,215,000	1,500,000	715,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
広報啓発活動費支出	(4,834,000)	(3,734,000)	(1,100,000)	
会議費支出	90,000	90,000	0	
旅費交通費支出	84,000	84,000	0	
通信運搬費支出	680,000	670,000	10,000	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
図書購入費	1,000	1,000	0	
印刷製本費支出	2,880,000	1,980,000	900,000	
諸謝金支出	196,000	206,000	△ 10,000	
賃借料支出	1,000	1,000	0	
委託費支出	900,000	700,000	200,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
事業諸経費支出	(16,650,000)	(14,950,000)	(1,700,000)	
通信運搬費支出	300,000	250,000	50,000	
消耗什器備品費支出	100,000	90,000	10,000	
消耗品費支出	1,800,000	1,810,000	△ 10,000	

収支予算書
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
図書購入費支出	100,000	100,000	0	
修繕費支出	300,000	300,000	0	
光熱水料費支出	600,000	600,000	0	
賃借料支出	8,500,000	8,500,000	0	
保険料支出	50,000	400,000	△ 350,000	
租税公課支出	3,800,000	1,900,000	1,900,000	
委託費支出	900,000	900,000	0	
雑支出	200,000	100,000	100,000	
管理費支出	[41,058,000]	[42,815,333]	[△ 1,757,333]	
人件費支出	(22,811,000)	(25,080,333)	(△ 2,269,333)	
給与手当支出	20,016,000	21,253,000	△ 1,237,000	
法定福利費支出	2,644,000	2,844,000	△ 200,000	
退職給付支出	1,000	833,333	△ 832,333	
福利厚生費支出	150,000	150,000	0	
理事会・評議員会費支出	(2,556,000)	(2,745,000)	(△ 189,000)	
会議費支出	190,000	210,000	△ 20,000	
旅費交通費支出	460,000	420,000	40,000	
通信運搬費支出	200,000	220,000	△ 20,000	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
図書購入費	1,000	1,000	0	
印刷製本費支出	1,000	1,000	0	
諸謝金支出	980,000	1,220,000	△ 240,000	
賃借料支出	721,000	670,000	51,000	
委託費支出	1,000	1,000	0	
雑支出	1,000	1,000	0	
事務費支出	(15,691,000)	(14,990,000)	(701,000)	
旅費交通費支出	600,000	400,000	200,000	
通信運搬費支出	400,000	300,000	100,000	
消耗什器備品費支出	1,000	1,000	0	
消耗品費支出	1,900,000	1,900,000	0	
図書購入費支出	300,000	340,000	△ 40,000	
修繕費支出	300,000	300,000	0	
印刷製本費支出	200,000	100,000	100,000	
光熱水料費支出	600,000	560,000	40,000	
賃借料支出	8,500,000	8,500,000	0	
保険料支出	50,000	49,000	1,000	
租税公課支出	150,000	100,000	50,000	
委託費支出	1,840,000	1,740,000	100,000	
手数料支出	400,000	300,000	100,000	
渉外費支出	200,000	200,000	0	
雑支出	250,000	200,000	50,000	
他会計への繰入金支出	[2,776,000]	[213,000]	[2,563,000]	
適格認定特別会計繰入金支出	2,776,000	213,000	2,563,000	
事業活動支出計	183,989,000	161,582,919	22,406,081	
事業活動収支差額	△ 15,740,000	20,543,456	△ 36,283,456	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	[21,502,000]	[2,993,919]	[△ 2,991,919]	
退職給付引当資産取崩収入	2,000	2,993,919	△ 2,991,919	
評価事業引当資産取崩収入	21,500,000	0	21,500,000	
投資活動収入計	21,502,000	2,993,919	18,508,081	
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	[2,750,000]	[26,690,327]	[△ 23,940,327]	
退職給付引当資産取得支出	2,660,000	26,560,875	△ 23,900,875	
減価償却引当資産取得支出	90,000	129,452	△ 39,452	
固定資産取得支出	[1,000]	[1,000]	[0]	
什器備品購入支出	1,000	1,000	0	
投資活動支出計	2,751,000	26,691,327	△ 23,940,327	
投資活動収支差額	18,751,000	△ 23,697,408	42,448,408	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	3,011,000	2,100,000	911,000	
当期収支差額	0	△ 5,253,952	5,253,952	
前期繰越収支差額	26,458,647	31,712,599	△ 5,253,952	
次期繰越収支差額	26,458,647	26,458,647	0	

収 支 予 算 書
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

適格認定特別会計

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
事業収入	[0]	[400,000]	[△ 400,000]	
適格認定事業収入	0	400,000	△ 400,000	
他会計からの繰入金収入	[2,776,000]	[213,000]	[2,563,000]	
適格認定一般会計繰入金収入	2,776,000	213,000	2,563,000	
事業活動収入計	2,776,000	613,000	2,163,000	
2 事業活動支出				
事業費支出	[2,776,000]	[613,000]	[2,163,000]	
適格認定費支出	(2,776,000)	(613,000)	(2,163,000)	
会議費支出	59,000	91,000	△ 32,000	
旅費交通費支出	950,000	177,000	773,000	
通信運搬費支出	100,000	8,000	92,000	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
図書購入費支出	1,000	1,000	0	
印刷製本費支出	681,000	25,000	656,000	
諸謝金支出	482,000	152,000	330,000	
貸借料支出	500,000	156,000	344,000	
委託費支出	1,000	1,000	0	
雑支出	1,000	1,000	0	
事業活動支出計	2,776,000	613,000	2,163,000	
事業活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

編集後記

新型のインフルエンザ（H1N1）がメキシコで発生し、陸続きのアメリカ、カナダの他に、海を越えたイギリスやニュージーランドなどでも感染が確認され、その患者の数は日を迫うごとに増えています。これまでは鳥インフルエンザが大きな話題になっていましたが、急に豚インフルエンザが広がりました。日本ではまだ感染が確認された患者は出ていませんが、本誌が刊行されるときにどのような状況にあるのかは、想像が付きません。

ひるがえって、本協会では任期満了により役員・評議員が3月に定められた手続きによって選任され、4月の臨時理事会で理事の互選により新理事長に関口修理事が、副理事長に関根秀和理事がそれぞれ選任されました。これまでの川並弘昭理事長を初めとする役員・評議員のご活躍に感謝しつつ、新陣容での新しい時代への新たな活動が期待されます。

今号では、本協会の行った第三者評価について、第三者評価委員会の関根秀和委員長の所感と、3人の評価員から評価員を経験しての思いを掲載しています。昨年度までで評価を受けた短期大学は全体の半分を超え、やがて第2回目の評価の周期を迎えます。これまでの評価をした経験、評価を受けた経験、評価をまとめた経験などを活かして、新たなる周期を迎えたいものです。

(PHM)

編集・発行

財団法人 短期大学基準協会 広報委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp

URL : //www.jaca.or.jp/